

請願第59号

件名：「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等
検討部会の一時中断等について

(令和6年2月5日受理)

写

請願書

令和6年2月5日

横浜市会議長

瀬之間康浩 様

請願者 住所 横浜市戸塚区南舞岡 [REDACTED]

名称 横浜市学校統廃合を考える会

代表 [REDACTED]

紹介議員 宇佐美 正也

件名 『日限山小学校・南舞岡小学校』通学区域と学校規模適正化等
検討部会についての請願

請願項目

- 1、日限山小学校と南舞岡小学校の『日限山小学校・南舞岡小学校』通学区域と学校規模適正化等検討部会を一旦中断してください。
- 2、通学区域と学校規模適正化等検討部会の委員を再選考してください。

請願理由

- 1、学校規模適正化に関する住民説明会が、令和4年5月23日、24日に1日ずつ開かれて以降、教育委員会事務局学校計画課に再三説明会の開催を求めても開催されていない。
検討部会開催後に検討部会ニュースとして配布されているが、地域住民多数の意見が反映されないまま、統合ありきで議論が進められている。
平成30年横浜市教育委員会発行の横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針18ページに記載の(2)小規模校対策についても、

「保護者や地域住民と十分に調整を図り、理解と協力を得ながら、通学区域の変更及び弾力化等を行ない学校規模の適正化を推奨する。」

とありますが、

説明会すら開かずに、児童、保護者、地域住民の理解と協力はありえないと考えます。

まず、納得のいく説明会を開催するまで一旦検討部会の計画を止めて頂けるように求めます。

2、現在、検討部会の委員は各自治会会長、各PTA会長等、各校校長等となっていますが、各代表はその団体の意見を集約していません。

根拠として、各団体が賛成、反対で投票を実施したり、アンケートを取ったりした実績がありません。

であれば、検討部会での発言は各代表の個人的意見であり、児童、保護者、住民の多数意見にはなっていないのです。

私たち、横浜市学校統廃合を考える会は、令和5年11月より統廃合反対の署名活動を開始しましたが、令和6年2月5日現在署名数1908筆（その内、南舞岡地区667筆は、南舞岡人口5263人の12.6%以上になります）が集まりました。

その意見を反映させない、委員構成には問題があります。

児童、保護者、住民の意見を反映出来る委員構成にすることを求めます。

添付参考資料

横浜市立小・中学校の学校規模に関する基本方針18ページの写し

2 学校規模の適正化方策

(1) 基本的な考え方

学校規模の適正化方策については、児童生徒の教育環境の改善のため、積極的に推進する必要がある。保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、通学区域の変更や弾力化等の手法を検討、実施することにより、小規模校、過大規模校の解消を推進する。

また、適正規模校及び準適正規模校でも、教室不足で仮設校舎が設置されている場合や、将来的に教室不足が生じるおそれがある場合は、学校施設の改修だけでなく、早期に通学区域の変更や弾力化等の手法を検討し実施することで、仮設校舎や教室不足の解消を図る。

また、小規模校や過大規模校の状態が解消されない場合やその進行が著しい場合等で、地域状況を考慮した具体的な学校規模の適正化等の検討が必要な場合は、「横浜市学校規模適正化等検討委員会条例」に基づき、保護者や地域住民の理解と協力を得られるよう部会を設置し、十分な調整を行う。

(2) 小規模校対策について

小規模校の課題を解消し、教育環境を改善するとともに、効果的かつ効率的な学校経営を行うために、保護者や地域住民と十分に調整を図り、理解と協力を得ながら、通学区域の変更及び弾力化等を行い学校規模の適正化を推進する。

なお、通学区域の変更や弾力化等が実施できない場合や実施によっても小規模校の状態が解消しない場合については、学校統合について検討を進めることとする。

◎学校統合の対象となる地域

① 小規模校の学校が複数近接する地域

② 小規模校と適正規模校、又は小規模校と準適正規模校が近接する地域

※学校統合後の学校規模が、恒常的に31学級以上の過大規模校とならない範囲とする。

③ 小規模化の進行が著しく、教育環境の改善のため早急な対応が必要な地域

※将来小規模化が予測される学校も、小規模校と同様に対象とする。

◎学校統合時の配慮事項

① 学校統合の対象校の児童生徒及び保護者や地域住民に対しては、対象であることの周知と課題の共有を早期に積極的に行う。

② 児童生徒の教育環境が低下することがないよう統合校の施設に配慮する。

③ 学校統合前後の過程において、学校間の児童生徒等の交流を実施するための期間設定など、児童生徒の心理的負担の軽減に努める。また、交流期間においては、必要に応じて、PTA等の組織の再編に係る支援を行い、学校運営や支援活動の滞りがないうよう配慮する。

④ 小学校の学校統合については、小中一貫教育の観点から、中学校の通学区域や小中一貫教育推進ブロックに配慮する。

⑤ 学校統合により望ましい通学距離が保てない場合、通学支援策を検討し実施する。